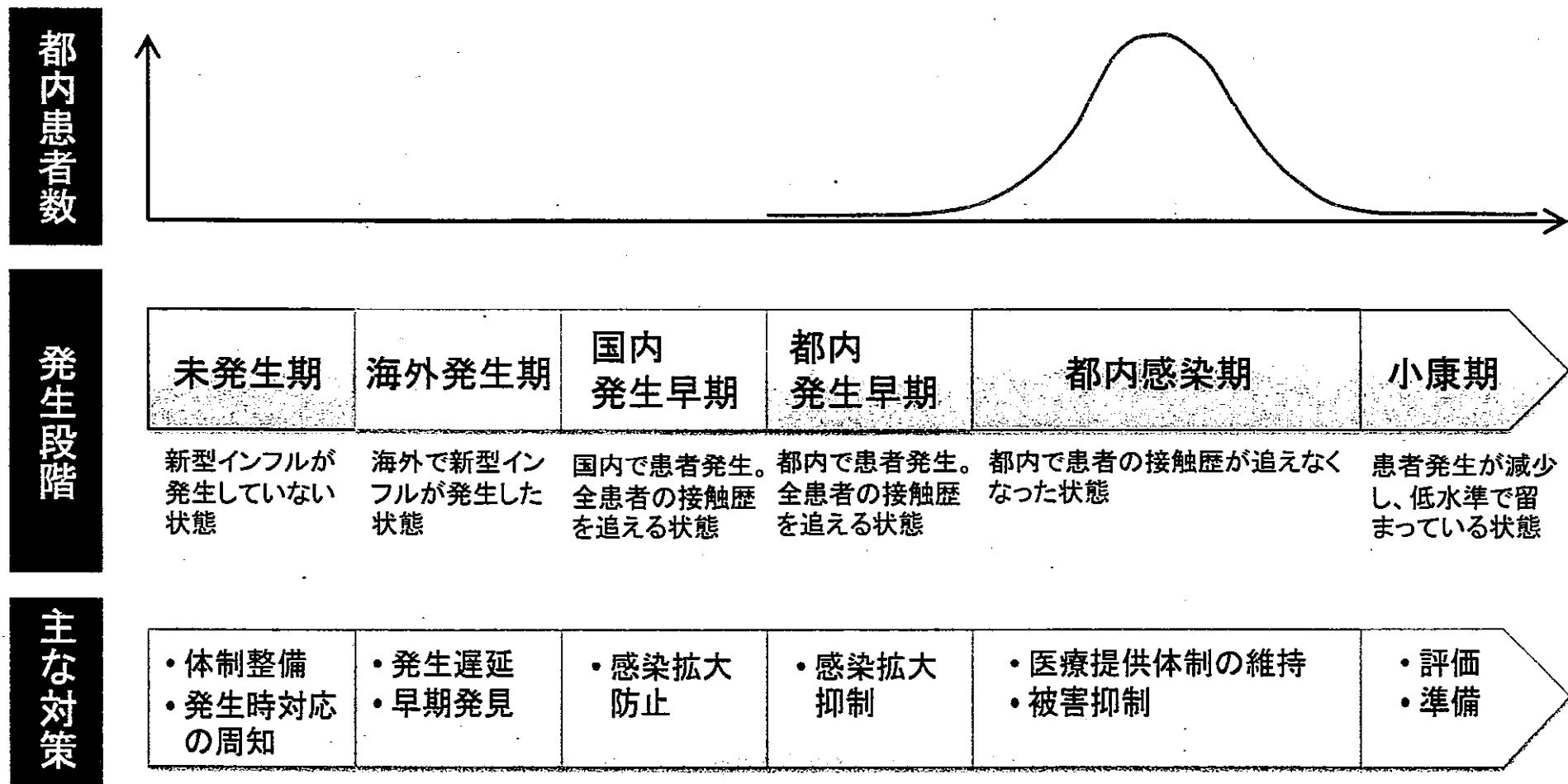


I 基礎知識編

(1) 新型インフルエンザ等に対する医療体制

○新型インフルエンザ等の発生段階について

新型インフルエンザ等患者の発生状況により、実施すべき対策は異なる。そのため、あらかじめ発生段階を設け、各段階で想定される状況に応じた対応方針を定めている。



(「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき作成)

○ 新型インフルエンザ等に対する医療体制について
新型インフルエンザ等が発生した場合、発生段階に応じた特別な医療体制をとる。

➤ 海外発生期から都内発生早期まで

感染拡大を抑制するため、新型インフルエンザ等患者は特定の医療機関で診療を行う。

具体的には、新型インフルエンザ等患者は相談センターを介して専門外来を受診し、ウイルス検査を行う。検査結果が陽性の場合は、感染症法に基づき、感染症指定医療機関で入院治療を受ける。

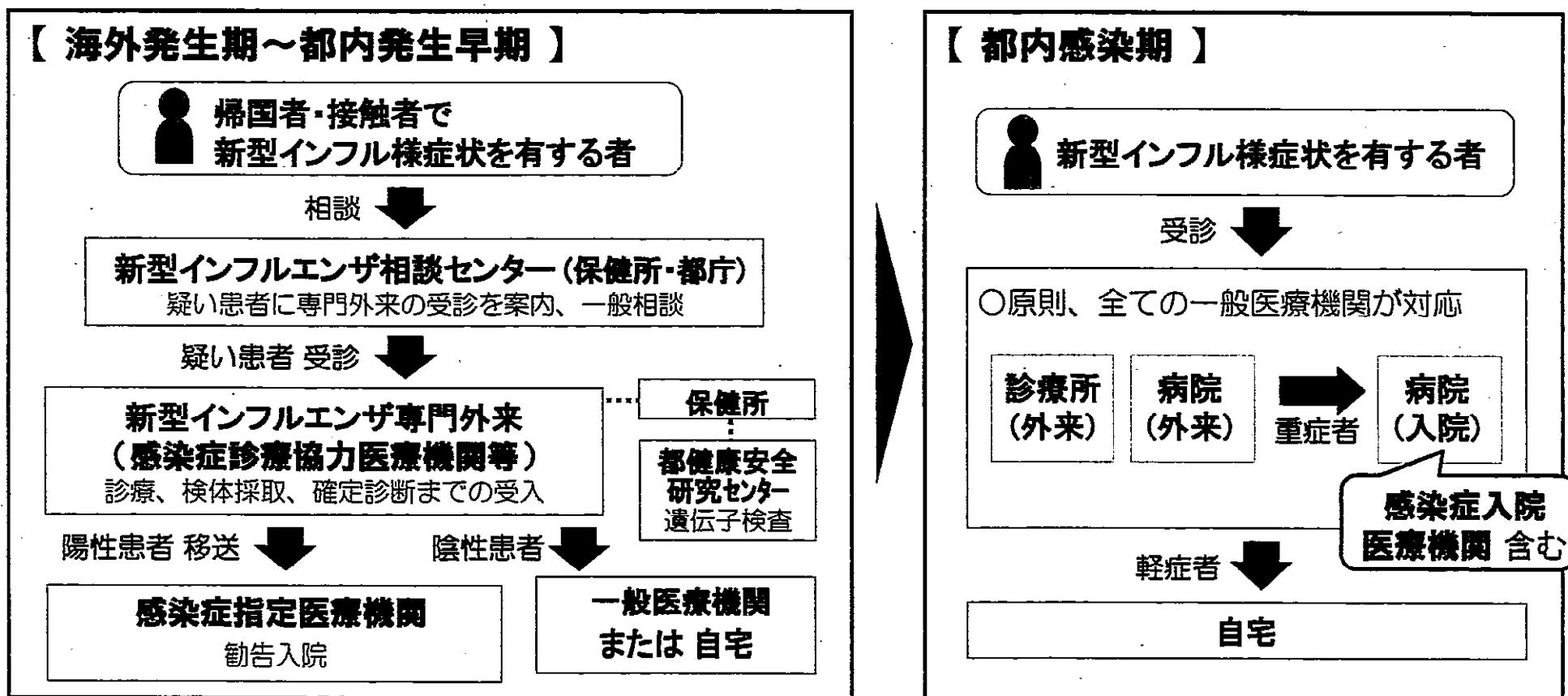
➤ 都内感染期

原則として、全ての医療機関で患者の診療を行う。

3 都の新型インフルエンザ対策（保健医療分野）

(1) 地域保健医療体制の整備

- 「感染症診療協力医療機関」及び「感染症入院医療機関」を指定・登録し、発生段階ごとの医療提供体制を整備



<検査体制について>都では、病原体検査を迅速に実施する独自の仕組み(東京感染症アラート)を整備。医療機関が特定の感染症(都が指定)を疑った際、最寄りの保健所に報告し、検査基準に該当する場合は、東京都健康安全研究センターで緊急検査として病原体検査を行う。